

特定医療費（指定難病）支給認定申請者の方へ



## マイナンバー（個人番号）提供のお願い

申請時に、必要な方全員のマイナンバー等を提供いただくことで、申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。以下の注意事項をお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、特定医療費（指定難病）支給認定申請書類とあわせて提出してください。

### 1. マイナンバーの提供により省略可能となる書類

- ・市町村民税課税（非課税）証明書

### 2. マイナンバーの提供

- ・自己負担上限月額を算定する際に基準となる世帯員全員（支給認定基準世帯員）

※申請者（受給者）の加入している健康保険の種類によって、「支給認定基準世帯員」の範囲及びマイナンバーの提供による書類省略の可否が異なります。下記の表をご確認ください。

申請者（受給者）の保険種別	支給認定基準世帯員	マイナンバーによる書類省略の可否
国民健康保険 (市町村国保、退職国保)	・住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している方全員	省略可
後期高齢者医療制度	・住民票上の同一世帯で、同じ後期高齢に加入している方全員	省略可
国民健康保険組合	・住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している方全員	省略不可
被用者保険  全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 など	申請者（受給者）が被保険者本人の場合	・原則、省略可  ・ただし、被用者保険で被保険者が非課税の場合、省略不可です。 非課税証明書の提出が必要です。
	申請者（受給者）が被扶養者の場合	被保険者と申請者（受給者）本人

※いずれの保険の場合も、15歳未満は原則支給認定基準世帯員とみなしません。

ただし、受給者は15歳未満であってもマイナンバー提供が必要となります。

**裏面も必ずご参照ください。→**

## 【重要!!以下の方は、市町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。】

- ①ご加入の健康保険が、被用者保険で市町村民税が非課税の方
- ②ご加入の健康保険が、国民健康保険組合の方
- ③支給認定基準世帯員（全員又は一部の方）が、市町村民税の申告をしていない又は市町村民税の申告をしているかどうか分からぬ場合

## 【マイナンバーを利用し、税情報の取得ができない場合の取扱い】

支給認定基準世帯員（全員または一部の方）について、マイナンバーを利用し、市町村民税の情報の取得ができない場合、階層区分（自己負担上限額）を「上位所得」と判定します。  
階層区分の見直しを希望する場合は、支給認定基準世帯員全員の課税証明書を添付のうえ、変更申請を行ってください。  
※税情報の取得ができない場合の例：市町村民税の申告をしていない等

### 3. 必要書類

#### （1）提出いただくもの

- ・マイナンバー（個人番号）提供書（別紙）

#### （2）提示いただくもの

##### ①申請者（受給者）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【申請者（受給者）の本人確認】
<p><u>以下のいずれか</u>を提示してください。（全員分）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・通知カード※（個人番号通知書は不可）</li><li>・住民票（マイナンバーの入ったもの）の写し</li></ul>	<p><u>以下のいずれか</u>を提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など）</li><li>・顔写真のない身分証明書2種類（住民票、健康保険証など）</li></ul>

##### ②申請者（受給者）の代理人（ご家族等）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【代理人の代理権の確認】	【代理人の本人確認】
<p><u>以下のいずれか</u>を提示してください。（全員分）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・通知カード※ (個人番号通知書は不可) ※</li><li>・住民票（マイナンバーの入ったもの）の写し</li></ul>	<p>マイナンバー（個人番号）提供書にある「委任状」欄を記入してください。</p>	<p><u>以下のいずれか</u>を提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など）</li><li>・顔写真のない身分証明書2種類（住民票、健康保険証など）</li></ul>

※通知カードは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更があり、令和2年5月25日以前に変更手続きが行われていない場合は、利用できません。